

# 岐阜県公報

## 目次

### 規 則

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改

正する規則

(県民生活課)

五三<sup>ページ</sup>

岐阜県福祉サービスマス第三者評価推進審議会規則の一部を改

正する規則

(地域福祉課)

五三

### 告 示

道路の供用開始

(道路維持課)

五四

保安林に指定する予定

(下呂農林事務所)

五四

### 公 示

土地改良区役員の変更及び就任

(揖斐農林事務所)

五五

土地改良区の定款の変更認可

(岐阜農林事務所)

五六

## 規 則

第 十 号

令 和 元 年 六 月 七 日

(金曜日)

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年岐阜県規則第百号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第二十一号様式までの規定中「**田**」を「**田**」に改める。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

岐阜県福祉サービスマス第三者評価推進審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八号

岐阜県福祉サービスマス第三者評価推進審議会規則の一部を改正する規則

岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会規則（平成二十五年岐阜県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「健康福祉部地域福祉課」を「健康福祉部健康福祉政策課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年六月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
岐阜県 古川市津江 四十八線 海国府		高山市国府町宇津江字中村一 五三七番二地先から 同 市同 町同 字宮洞一 五四六番二地先まで	一〇四・五	令和 元・六・七	平成 二六・三・二四

岐阜県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年六月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
岐阜県 多治見 八百津線		多治見市虎溪山町三丁目一 七番三地先から 同 市同 町四丁目四五 番地先まで	一八五・二	令和 元・六・七	平成 二六・一〇・一〇

岐阜県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和元年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
下呂市馬瀬川上字ヤタガ平六三二の一
  - 二 指定の目的  
魚つき
  - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和元年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	土地改良	令和元年	年月日	退任	役名	氏名	住 所
同	同	同	同	同	理事	渡 邊 幸 一	揖斐郡池田町上田 一五番地
同	同	同	同	同	同	北 村 子 朝	揖斐郡池田町下東野 四四六番地
同	同	同	同	同	同	石 崎 松 雄	揖斐郡池田町六之井 六七一番地
同	同	同	同	同	同	橋 本 茂 樹	揖斐郡池田町白鳥 五八八番地
同	同	同	同	同	同	竹 中 輝 美	安八郡神戸町大字横井五二三番地の五
同	同	同	同	同	同	杉 岡 司 朗	安八郡神戸町大字北一色六六八番地
同	同	同	同	同	同	中 村 豊	安八郡神戸町大字末守 五五六番地
同	同	同	同	同	同	桑 原 一 義	安八郡神戸町大字田四〇〇番地の一

就任した役員

土地改良区	土地改良	令和元年	年月日	就任	役名	氏名	住 所
同	同	同	同	同	理事	渡 邊 幸 一	揖斐郡池田町上田 一五番地
同	同	同	同	同	同	北 村 子 朝	揖斐郡池田町下東野 四四六番地
同	同	同	同	同	同	石 崎 松 雄	揖斐郡池田町六之井 六七一番地
同	同	同	同	同	同	高 崎 良 治	揖斐郡池田町白鳥 五五〇番地
同	同	同	同	同	同	竹 中 輝 美	安八郡神戸町大字横井五二三番地の五
同	同	同	同	同	同	杉 岡 司 朗	安八郡神戸町大字北一色六六八番地
同	同	同	同	同	同	中 村 豊	安八郡神戸町大字末守 五五六番地
同	同	同	同	同	同	桑 原 一 義	安八郡神戸町大字田四〇〇番地の一
同	同	同	同	同	同	下 野 正 直	安八郡神戸町大字安次 五二四番地
同	同	同	同	同	同	竹 中 喜 一	安八郡神戸町大字神戸六八二番地の一
同	同	同	同	同	同	若 園 好 美	安八郡神戸町大字新屋敷五二八番地
同	同	同	同	同	同	若 園 正 信	安八郡神戸町大字落合 八一九番地
同	同	同	同	同	同	下 野 信 博	揖斐郡池田町杉野 一三九番地
同	同	同	同	同	同	森 嶋 和 明	揖斐郡池田町池野 四一九番地
同	同	同	同	同	同	石 崎 勉	安八郡神戸町大字下宮一七二七番地
同	同	同	同	同	同	久 富 正 雄	安八郡神戸町大字齊田 八番地
同	同	同	同	同	同	福 田 博	安八郡神戸町大字文六道三九七番地の一
同	同	同	同	同	同	竹 中 喜 一	安八郡神戸町大字神戸六八二番地の一
同	同	同	同	同	同	後 藤 賢 一	安八郡神戸町大字新屋敷六二六番地
同	同	同	同	同	同	若 園 好 弘	安八郡神戸町大字落合 四九八番地
同	同	同	同	同	同	下 野 信 博	揖斐郡池田町杉野 一三九番地
同	同	同	同	同	同	森 嶋 和 明	揖斐郡池田町池野 四一九番地
同	同	同	同	同	同	石 崎 勉	安八郡神戸町大字下宮一七二七番地
同	同	同	同	同	同	久 富 正 雄	安八郡神戸町大字齊田 八番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
山 県 用 水 土 地 改 良 区	令 和 元 ・ 五 ・ 二 四

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
中 濃 用 水 土 地 改 良 区 連 合	令 和 元 ・ 五 ・ 二 九

令和元年六月七日発行

発行者 発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県岐阜市

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社